平成２１年（フ）第８３０号
東京都新宿区原町２丁目69番地スカイコート早稲田５　305号室
債務者　桂　　智絵
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６４号
東京都杉並区清水３丁目22番20号妙正テラス
債務者　古俣　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８０号
東京都江戸川区臨海町２丁目２番９―504号
債務者　澤田ひかる
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８８５号
東京都羽村市羽中３丁目10番47号シャンリュエル101
債務者　天野　裕也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６７号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目53番７号
債務者　小久保フミコ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２号
熊本県阿蘇市小里120番地新小里団地122号
債務者　石田　千春（旧姓岩木）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３４号
熊本県阿蘇郡小国町大字上田5250番地
債務者　梅田みゆき（旧姓梅木）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３８２号
静岡県浜松市中区早出町1221番地の４　久嶋ハイム103号室、前住所静岡県浜松市東区上新屋町239番地の６　タークマンション207号
債務者　伊藤　和代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
静岡県浜松市中区富塚町1570番地の１　ＢＲ21　202号室
債務者　松原　美香
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
静岡県焼津市小川新町５丁目２番23号　コンシェールエンドー103号
債務者　増田　順子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７８号
静岡県藤枝市時ヶ谷391番地の31
債務者　飯塚　千恵
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５７６５号
東京都稲城市長峰３丁目２―３―104
債務者　池上　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４５号
東京都江戸川区西小岩１丁目４―12―203
債務者　成ケ澤造二
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４６号
東京都西東京市北原町１丁目27―８―201
債務者　山本　英美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５１号
東京都江東区亀戸１丁目35―５―Ａ１
債務者　斉藤アリシヤアシスこと　サイトウアリシヤ　アシス
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８７７号
東京都足立区大谷田２丁目３―35―１―708
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部